高山市の監査

»»»

監査制度のあらまし

令和７年度の監査結果

令和８年５月

高山市監査委員事務局

目　　次

Ⅰ　監査制度のあらまし

１．監査とは　…………………………………… １

２．監査委員の役割　…………………………… １

３．監査の流れ　………………………………… ２

４．監査の種類　………………………………… ２

【監査等一覧表】…………………………… ３

５．監査基準　…………………………………… ４

６．監査の視点　………………………………… ４

Ⅱ　令和７年度の監査結果

１．定期監査　…………………………………… ６

２．随時監査（工事監査）　……………………… ７

３．財政援助団体等監査（指定管理、補助金等）…… ８

４．決算審査　…………………………………… 10

【一般会計の財務諸表】…………………… 12

５．例月出納検査　……………………………… 13

６．住民監査請求に基づく監査　……………… 13

Ⅰ　監査制度のあらまし

1.監査とは

　市（地方自治体）における監査とは、『市民や団体などに不利益や損害が被らないようにするため、独立した立場の第三者（監査委員）が、市が行う業務について真実性や妥当性を評価し、その結果を市民等に伝えること』です。

　地方自治法第２条には、最少の経費で最大の効果を挙げること、組織や運営の合理化に努めること、さらには、法令に違反した事務処理をしてはならないこと等が定められています。また、市民が安心して暮らすためには、市の行財政運営の健全性と透明性の確保が必要であり、そのために適正に監査を実施することが求められます。

2.監査委員の役割

　監査委員は、地方自治体の行財政が公正かつ効率的に行われているかどうかチェックするため、地方自治法（第 180 条の 5）に基づいて設置が義務付けられている独立した執行機関です。

　各監査委員がそれぞれ職権を行使する「独任制」ですので、各地方自治体において「監査委員会」という組織は存在しません。この点が、同じ条文で定められている教育委員会や選挙管理委員会などと異なります。

　高山市の監査委員の定数は３名で、内訳は、行政運営に優れた専門性を有する「識見委員」が２名、議員の中から選任される「議選委員」が１名です。識見委員の中から代表監査委員１名が選ばれることになっています。

区　　分	氏　　名	委員就任年月日
代表監査委員	佐藤（さとう）　昇（のぼる）	令和７年５月 13 日
識見監査委員	日野（ひの）　寿美子（すみこ）	令和３年４月　１日
議選監査委員	渡辺（わたなべ）　甚一（じんいち）	令和８年５月 12 日

3. 監査の流れ

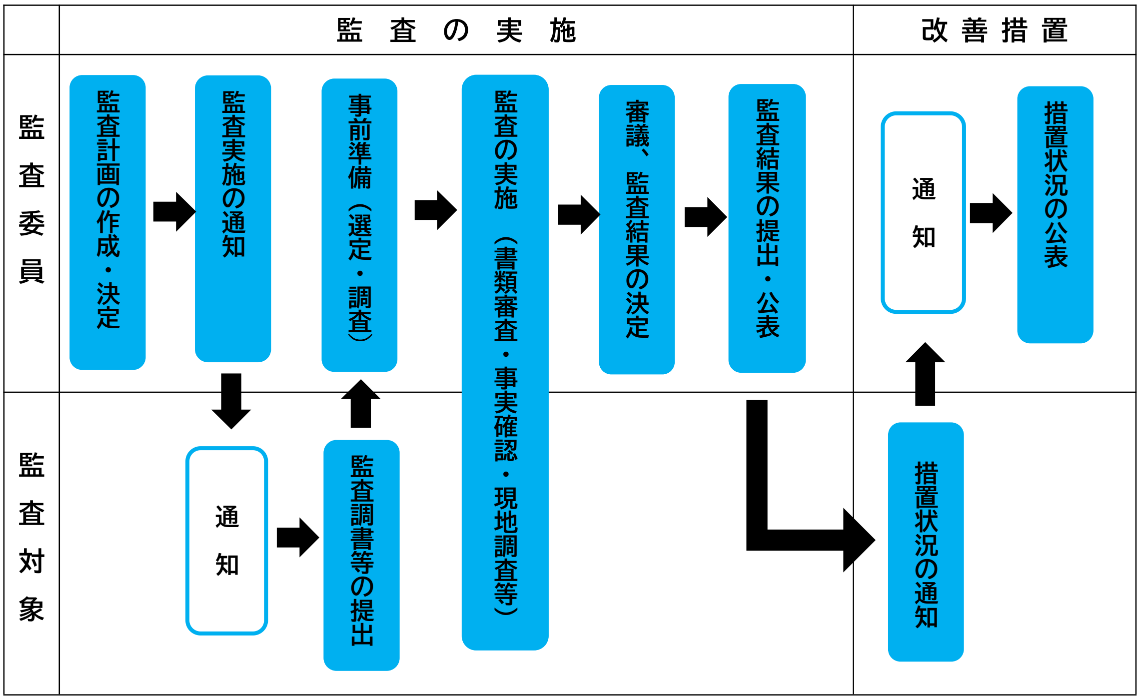

4. 監査の種類

一般的に広い意味で「監査」という言葉が使われていますが、目的等によって、次のとおり「監査」「検査」「審査」に分かれています。

・監査　執行状況の真実性や妥当性の検証に重点を置き、指導・助言を行う。
☞ 定期監査、随時監査、財政援助団体等監査

・検査　計数の正否を調べることに重点を置き、現状を確認する。
☞ 例月出納検査

・審査　計数の正否を確認することに重点を置き、一定の判断を下す。
☞ 決算審査

実務の上では、いずれも「監査」の概念の中で行われており、このあらましにおいては、特別な場合を除き一括して「監査」、あるいは高山市監査基準に準じて「監査等」と表記します。

【監査等一覧表】

高山市では、年間を通じて次の監査等を実施しています。

名 称	内　　容	実施時期
定期監査	年2回期日を決めて、市の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業が合理的かつ効率的に行われているか監査します。	5月頃 2月頃
随時監査 （工事監査）	監査委員が必要と認める場合に、定期監査に準じて実施します。 高山市においては、毎年、工事監査を実施しており、市が実施する工事について技術士に調査委託し、専門的な見地から監査します。	11月頃
財政援助団体等監査	指定管理者が公の施設を適正に管理・運営しているか監査します。 また、市が補助金を交付している団体に対して、補助金が適正に使われているか監査します。	11月頃 1月頃
例月出納検査	市が保管する現金の残高及び出納事務が適正に行われているか検査します。	毎月25日頃
決算審査	一般会計・特別会計及び公営企業会計等の決算内容が正しいか、予算が適正かつ効率的に使われているか審査します。 そのほか、基金の運用状況や財政健全化法による指標についても審査します。	6月～8月頃
住民監査請求に基づく監査	市民から、公金支出、財産管理、契約締結等の財務会計について監査請求があった場合に監査します。 ◎住民監査請求とは、市民が、市長などの執行機関や職員による財務会計の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求するものです。	随時

５.監査基準

監査基準とは、法令の規定により行う監査等の適切かつ有効な実施を図るための基本事項を定めたものです。

高山市では、平成１５年に策定した監査基準に基づき監査を実施してきました。しかし、基準を策定していない自治体があったり、全国的に統一したルールがなかったりしたことから、監査結果の信頼性をより高めるため地方自治法が改正され、新たな基準の策定及び公表がすべての自治体に義務付けられました（地方自治法第 198 条の 4）。

令和２年４月１日施行の新しい「高山市監査基準」は、市の公式ホームページに掲載しています。

URL https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000249/1004001/1004002.html

６.監査の視点

監査は主に次の５つの視点で行われます。

・合規性	法令や条例等に従って適正に行われているか
・正確性	事務が正確に執行され、数字や金額、文言等が正しいか
・経済性	無駄な経費をかけていないか
・効率性	業務の簡略化や改善により、さらに能率的に処理できないか
・有効性	事業結果が所期の目的を達成し、効果を挙げているか

また、一般的に監査を行う上では、次の三つの観点が求められると言われています。　☞引用：吉野貴雄著「監査委員事務局のシゴト」（ぎょうせい）

・正確性を期すため、細部まで調べる「虫の目」

・全体の状況を的確に把握するため、高い見地から俯瞰する「鳥の目」

・危機的状況を回避するため、時代の潮流を読み解く「魚（さかな）の目」

監査は、『市の業務が正しく適切に行われていることを保証するための仕組み』と言い換えることができます。

したがって、「対症療法」ではなく「根本療法」を目指す必要があります。重大な事故や事件が発生しないようにするため、その前段階で不適切な事例が起きない仕組みづくりにつながる指摘が、結果的に信頼される市政の実現に結び付くと考えています。

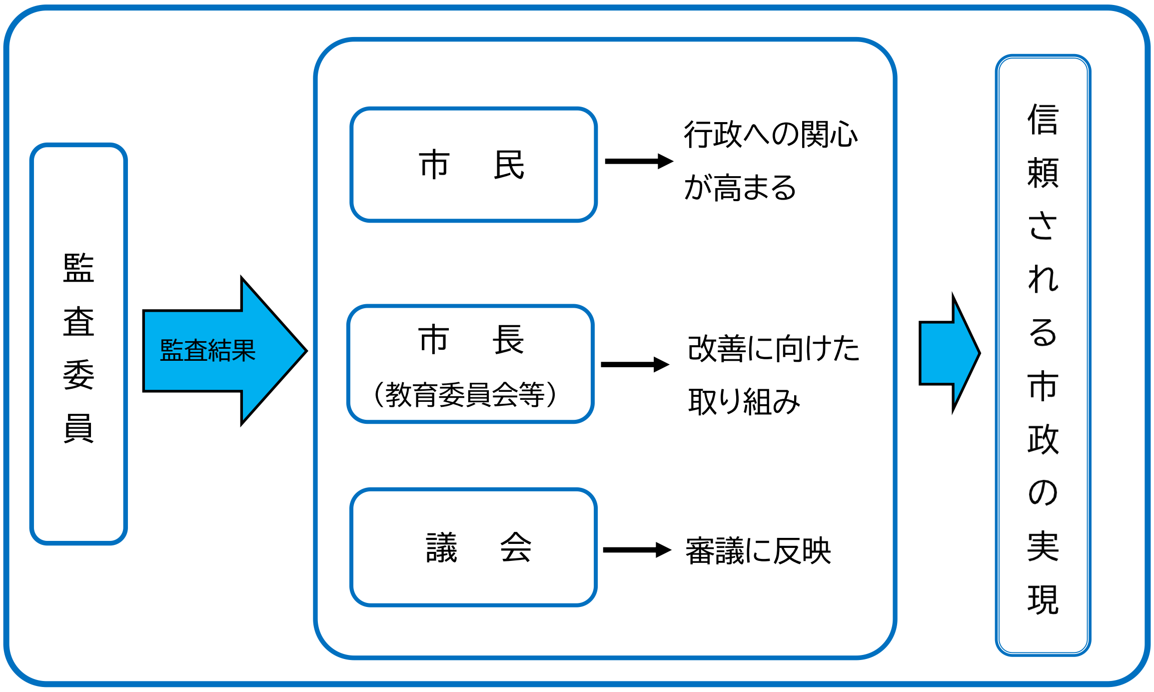

監査結果（決算審査意見書）の提出

書類監査
（監査委員室）

Ⅱ　令和７年度の監査結果

Ｉ.定期監査　»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»

市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理について、合理的かつ効率的に行われているか、２回（上期・下期）に分けて監査を実施しました。
☞地方自治法第 199 条第１項、第４項

■監査対象　上期：支所　３支所
　　　　　　下期：本庁　６部

■主な指摘事項（下期）

○エアコンの設置状況を確認したところ、設置工期が令和７年 10 月 29 日から令和８年３月 19 日までとなっており、冷房を要する時期に設置できない工程となっていた。予算要求の段階から工期の予測はできることから、十分な計画を立て効果的な事業となるよう努めてください。

○資金前渡による公金の支出を行うため、市は専用の通帳及び印鑑を保有していたが、同一職員がその管理を行っていたため、「現金等取扱いマニュアル」及び「職員の不祥事防止対策マニュアル」に基づいた適正な管理に努めてください。

○準公金の取扱いにおいて、キャッシュカードを作成していたが、キャッシュカードには利便性がある一方、不正利用等のリスクにつながりかねないといった面を併せ持っているため、キャッシュカードの作成及び管理について、一定の運用ルールを設けるよう検討してください。

2.随時監査（工事監査）　»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»

随時監査は、監査委員が必要であると認めたときに実施するもので、市が発注している施工中の工事について監査を実施しました。

監査にあたっては、建築技術分野の専門知識が必要なため、県外の協会に委託し、専門の技術士による関係書類の調査及び現地監査を行いました。

☞地方自治法第199条第5項

■監査対象　1件

■主な指摘事項

○計画・設計・積算・契約・施工・監理等について監査した結果、どちらの工事も適正かつ効率的に執行されているものと認めました。
なお、軽微な指摘や改善が必要な項目等については、技術士からその都度指導がありました。

《現地監査の様子》

北山公園公衆便所改築工事
（書類監査）

（現地監査）

３.財政援助団体等監査（指定管理、補助金等）»»»»»»»»»»»»»»

市が行っている個人や団体等への様々な補助事業及び市有施設の指定管理者に対して監査を実施しました。

☞地方自治法第 199 条第７項

■監査対象　指定管理：５社
　　　　　　補助金等：４件

■主な指摘事項（指定管理）

○公民館施設の使用料の減免状況を確認したところ、利用件数 5,923 件のうち、3,422 件の減免を行っていたが、その一部については、統一性のない減免処理を行っていたため、公平かつ適正な使用料が徴収できるよう見直しを実施してください。

○市の文化資源を管理する指定管理者の広報活動を確認したところ、集客を目的とした効果的な情報発信がされていなかった。所管課は指定管理者と連携し、歴史文化資源としての価値を高めるとともに、施設の利用促進に努めてください。

○現地監査において、基本協定書に記載のない備品が設置されていたため、設置の経緯を踏まえ、適切な管理に努めてください。

○指定管理者のホームページでは、市の施設予約システムを利用した申請方法が掲載されていないため、多様な申請方法を広く周知し、利用者の利便性向上に努めてください。

■主な指摘事項（補助金等）

○補助金の申請手続きを確認したところ、補助金の交付決定後に、市税滞納状況の確認を行っていたため、規則及び要綱に基づいた適正な事務を執行してください。

○施設の改修工事に対する補助において、補助指令書及び実績報告書に添付された業者との工事請負契約書を確認したところ、契約日及び工期開始日が、補助金の交付決定日より前の日付となっていた。所管課においては、規則に基づいた適正な手続きとなるよう指導監督に努めてください。

《財政援助団体等監査の様子》

書類監査

現地監査

4.決算審査 »»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»

前年度（Ｒ６）に予算執行した内容について、市長から審査に付された決算書及び関係書類の計数を確認し、予算の執行と会計処理が適正かつ効率的に行われているか審査を実施しました。他の監査を「期中監査」に例えると、決算審査は「期末監査」に相当します。

決算及び基金の運用状況の審査結果については、審査意見書としてまとめ、健全化判断比率及び資金不足比率（※）に関する意見書とともに、毎年、市長等に提出しています。

また、歳入歳出決算書は、監査委員の意見を付して市議会定例会に上程され、本会議及び予算決算特別委員会において審議が行われます。

☞地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項

■監査対象　一　般　・特　別　会　計：全部課（上水道課を除く）

公営企業会計水道事業会計：水道部上水道課

公営企業会計下水道事業会計：水道部下水道課

■主な指摘事項（一般・特別会計）

○地方公共団体が所有する著作権は、地方自治法第 238 条において公有財産に分類されており、同法施行規則第 16 条の 2 において「財産に関する調書」の無体財産権として計上するものと規定している。
市が所有する著作権全般について把握するとともに、法令に基づき適切に管理するよう努めてください。また、上記の一部について、営利を目的とした上映への貸し出しを禁止すると定めているにもかかわらず、営利企業に対し無償で貸し出されていたため、適切な処理に努めてください。

○当年度においても事務処理誤りがみられたが、その主な要因は、職員の異動に伴う引継不足や認識不足等であった。高山市第五次人材育成基本方針に掲げる取り組みを効果的に推進するため、引き続き研修による職員の意識向上を図るとともに、内部統制体制を早期に構築し、適正な事務執行に努めてください。

■主な指摘事項（公営企業会計　～水道事業～　）

〇前年度決算審査においても債権管理について指摘したところであるが、前年度に収納のなかった未収金が徴収されており、限られた人員で努力されたことに対し一定の評価をしたい。今後も、適正な債権管理に努められるとともに、市担当者が過年度分徴収業務へ集中できるよう、徴収業務の一部を外部委託することについて、引き続き研究をすすめてください。

■主な指摘事項（公営企業会計　～下水道事業～　）

〇当年度の純利益は 0 円となっているが、これは赤字補填分として下水道事業補助金 3 億 4,952 万円が一般会計から繰り入れられた結果であり、公営企業会計へ移行した令和 2 年度以降、5 年間の赤字補填額は、累計で 15 億 9,258 万円となっている。今後も一般会計に頼らざるを得ない状況が続くため、財源の確保に向け、早期に使用料を改定できるよう、市民の理解が得られる積極的な広報活動に努めてください。

<<<<　用語解説　>>>>

※健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においては、地方公共団体（市）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の４つの指標を「健全化判断比率」と定めています。

① 実質赤字比率・・・・一般会計等の赤字の大きさを表した割合
② 連結実質赤字比率・・公営企業等を含めた全会計の赤字の大きさを表した割合
③ 実質公債費比率・・・市の借入金（地方債）の返済額の大きさを表した割合
④ 将来負担比率・・・・地方債など現在抱えている負債の大きさを表した割合

高山市においては、全般的に良好な財政状態が維持されているため、いずれの指標についても、算定されないか、もしくは基準数値内に収まっています。

※資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金の不足額の比率のことです。高山市においては、すべての公営企業会計について資金の不足額がないため、算定されませんでした。

【一般会計の財務諸表】

高山市では、市の財政状況を客観的に把握し、効率的な財政運営などに役立てるため、貸借対照表などの財務諸表を作成し公表しています。

令和6年度　貸借対照表（バランスシート）

資産の部　2,306億8,086万円 《行政サービスを提供するために保有している財産》 ●固定資産　2,022億1,088万円 ・有形固定資産　1,688億8,899万円 ☞学校や道路などの建設に使われたお金 ・無形固定資産　4億8,870万円 ☞地上権や借地権など形のない資産 ・その他の資産　328億3,319万円 ☞関係団体への出資金や各種基金など ●流動資産　284億6,998万円 ☞現金や財政調整基金などすぐに現金化できる基金、市税等の未収金など	**負債の部**　247億6,016万円 《学校や道路等の建設のための借金など将来の世代が負担するお金》 ●固定負債　209億5,581万円 ☞負債のうち、令和8年度以降に支払う費用 ●流動負債　38億435万円 ☞負債のうち、翌年度（R7）に支払う費用 **純資産の部**　2,059億2,070万円 《これまでの世代が負担したお金》 ●純資産　2,059億2,070万円 ☞学校や道路等を建設するために使われた国や県からの補助金や税金

市民一人あたりにおきかえると・・

○土地・建物など	207万円	○借入金など	30万千円
○出資金など	40万1千円	○純資産	251万7千円
○現金など	34万8千円		
計	281万9千円	計	281万9千円

◎財務諸表は、総務省が示している基準により作成しています。

◎行政コスト計算書や資金収支計算書などは、市の公式ホームページに掲載しています。

ＵＲＬ　https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000060/1021691/1021693.html

5.例月出納検査　»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»

一般会計、特別会計、公営企業会計について、毎月の現金の出納事務処理が適法かつ正確に行われているか、各種資料に基づき、主に次のような項目に関する確認を行いました。

・歳入（市に入るお金）及び歳出（市から出るお金）の総額
・歳入歳出外現金（一時的に預かるお金など）の増減
・基金（目的ごとの貯金）の増減
・月末残高と金融機関の残高証明書との突合
・つり銭などの現金の保管状況

☞地方自治法第 235 条の 2 第 1 項

6.住民監査請求に基づく監査　»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»»

市民から財務会計（公金支出、財産管理、契約締結等）について監査請求があった場合に実施する監査です。令和 7 年度は請求がありませんでした。

☞地方自治法第 242 条第 1 項

◎住民監査請求は、市民が、市長などの執行機関や職員による財務会計の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求する制度です。

※各監査の詳しい結果及び措置（対応）状況については、市の公式ホームページに掲載しています。

URL https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000249/1004001/1004002.html

高山市の監査

監査制度のあらまし ／ 令和７年度の監査結果

令和８年５月発行

発行 高山市監査委員事務局
〒506-8555 岐阜県高山市花岡町 2-18
TEL 0577-35-3158
Mail kansa@city.takayama.lg.jp

この冊子は、監査のしくみや結果について、市民の皆さんに分かりやすくお伝えするために作成しました。